

○那珂市自治活動施設建設費等補助金交付要項

平成20年5月1日

告示第50号

改正 平成20年11月28日告示第119号

平成23年3月10日告示第31号

平成23年10月31日告示第113号

(趣旨)

第1条 この要項は、市民が自主的意欲によって行う自治活動に必要な自治活動施設(以下「自治施設」という。)を建設し、又は補修する場合に、その経費の一部を補助することにより、市民の地域における連帯意識の高揚と自治活動の振興を図り、もって市民と行政との協働のまちづくり推進の一助とするため、那珂市補助金等交付規則(平成13年那珂町規則第19号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 自治施設建設事業 自治施設の新築又は改築
- (2) 自治施設整備事業 自治施設の増築又は補修
- (3) 自治施設賃借事業 自治施設の賃借
- (4) 自治施設既設建物取得事業 既設建物(中古物件)の取得

(補助対象となる自治施設)

第3条 当該補助金の補助対象となる自治施設は、次に掲げる条件を満たすものとする。

- (1) 市民生活の向上や芸術文化の振興、福祉の増進等公正な自治活動を進めるための場として使用する施設であり、かつ、地域内の市民ばかりでなく、近隣市民の利用にも開放されていること。
- (2) 適正な管理運営ができる組織体制が整備されている施設であること。
- (3) 原則として30戸(世帯)以上の地域を1単位として設置する施設であること。
- (4) おおむね50平方メートル以上の延床面積があること。

(自治施設建設事業)

第4条 自治施設建設事業の対象となる経費は、次のとおりとする。

- (1) 自治施設の新築及び改築に要する本体工事費及び設備工事費(電気、ガス、給排水、冷暖房施設等)
- (2) 自治施設を供用するに当たって必要不可欠な付帯工事費(駐車場、合併浄化槽等)

2 自治施設建設事業の補助金の額は、事業費の2分の1を超えない範囲で市長が定める額とする。ただし、補助金の最高限度額は800万円とし、1,000円未満の端数はこれを切り捨てるものとする。

(自治施設整備事業)

第5条 自治施設整備事業の対象となる経費は、第3条に規定された自治施設の増

築及び1件10万円以上の補修に要する経費とする。

- 2 自治施設整備事業の補助金の額は、事業費の2分の1を超えない範囲で市長が定める額とする。ただし、補助金の最高限度額は200万円とし、1,000円未満の端数はこれを切り捨てるものとする。

(自治施設賃借事業)

第6条 自治施設賃借事業の対象となる経費は、住宅、店舗等の不動産賃借に要する経費とする。

- 2 自治施設賃借事業の補助金の額は、事業費の2分の1を超えない範囲で市長が定める額とする。ただし、補助金の限度額は月額50,000円とし、1,000円未満の端数はこれを切り捨てるものとする。

- 3 自治施設賃借事業は、11年間以上継続しての交付は受けることができない。

(自治施設既設建物取得事業)

第7条 自治施設既設建物取得事業の対象となる経費は、次のとおりとする。

(1) 既設建物の取得に要する経費

(2) 自治施設を供用するに当たって必要な第4条第1項第1号及び第2号に規定する経費

- 2 自治施設既設建物取得事業の補助金の額は、事業費の2分の1を超えない範囲で市長が定める額とする。ただし、補助金の限度額は800万円とし、1,000円未満の端数はこれを切り捨てるものとする。

(補助金の申請)

第8条 規則第3条第3号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 自治施設建設事業

ア 見積書の写し

イ 設計図書の写し

ウ 設計図(配置図・平面図・立面図)

エ 請負契約書の写し

オ その他(建築確認済証の写し等)

(2) 自治施設整備事業

ア 見積書の写し

イ 増築、補修箇所の実況及び増築、補修後の写真

ウ 増築箇所の設計図(配置図・平面図・立面図)

エ 請負契約書の写し

オ その他(増築、補修予定箇所がわかる図面等)

(3) 自治施設賃借事業

ア 賃貸借契約書の写し

イ その他(賃貸物件の間取り等)

(4) 自治施設既設建物取得事業

ア 売買契約書の写し

イ その他(購入物件の間取り等)

(補則)

第9条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要項は、公布の日から施行する。

(那珂市公民館類似施設建設補助交付要項及び那珂市公民館類似施設の維持管理費の一部補助交付要項の廃止)

2 那珂市公民館類似施設建設補助交付要項(昭和49年那珂町要項第1号)及び那珂市公民館類似施設の維持管理費の一部補助交付要項(昭和49年那珂町要項第2号)は、廃止する。

(東日本大震災に伴う平成23年4月1日から平成24年1月31日までの特例)

3 東日本大震災により半壊以上の被害に遭った自治施設については、第4条第2項中「2分の1」とあるのは「3分の2」に、「800万円」とあるのは「1,200万円」とする。

4 東日本大震災により被害に遭った自治施設については、第5条第2項中「2分の1」とあるのは「3分の2」に、「200万円」とあるのは「500万円」とする。

附 則(平成20年告示第119号)

この要項は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年告示第31号)

この要項は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年告示第113号)

この要項は、公布の日から施行し、改正後の那珂市自治活動施設建設費等補助金交付要項の規定は、平成23年4月1日から適用する。